平成２１年（フ）第４８号
岐阜県不破郡垂井町1200番地
債務者　清水　酉子
1　決定年月日時　平成21年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第１７４２号
名古屋市中村区中島町４丁目13番地
債務者　柴田防水工業所こと　柴田　　守
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２０３０号
愛知県瀬戸市八幡台４丁目８番304号
債務者　青木　直子
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２１００号
名古屋市中村区中島町４丁目13番地
債務者　柴田　久惠
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４８２号
愛知県豊田市井上町12丁目194番地16　シャルマン21　102号
債務者　中村やよい
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第５７７号
愛知県豊田市陣中町１丁目26番地１　東和ビル501号
債務者　佐々田俊介
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第７７号
三重県松阪市上川町561番地４
債務者　三谷　陽子
1　決定年月日時　平成21年８月19日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２１年（フ）第１２６６号
京都市山科区御陵久保町11番地４　第４山本荘２Ｆ８号
債務者　山脇　　實
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１３１５号
京都市西京区桂下豆田町22番地６　サンハイム桂106号
債務者　村﨑　典子
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１４２０号
京都市伏見区羽束師古川町632番地　府営住宅３棟102
債務者　三上　ゆい
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第６００号
大阪府柏原市旭ヶ丘３丁目12番９―202号
債務者　竹内　成子
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第６７３号
堺市南区竹城台１丁２番11―302号
債務者　西浦　礼子
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第６９８号
堺市南区竹城台１丁２番36―1103号
債務者　清水　好子
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第７０７号
住民票上の住所大阪府枚方市牧野北町６番４―209号
債務者　金井　祐子（旧姓屋鋪）
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第７３２号
堺市北区金岡町2020番地10
債務者　上野　勝也
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第７７６号
堺市西区草部1800番地１棟608号、前住所堺市中区八田北町10番地31　３棟102号
債務者　梅村　欣哉
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第７８２号
堺市北区東浅香山町３丁31番地　府営堺浅香山住宅25棟103号
債務者　平川　勝彌
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係